

令和 7 年 2 月 2 5 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 2 号	令和 7 年度唐津市一般会計予算	(別冊)
議案第 3 号	令和 7 年度唐津市国民健康保険特別会計予算	(別冊)
議案第 4 号	令和 7 年度唐津市後期高齢者医療特別会計予算	(別冊)
議案第 5 号	令和 7 年度唐津市介護保険特別会計予算	(別冊)
議案第 6 号	令和 7 年度唐津市国民宿舎特別会計予算	(別冊)
議案第 7 号	令和 7 年度唐津市有線テレビ事業特別会計予算	(別冊)
議案第 8 号	令和 7 年度唐津市水道事業会計予算	(別冊)
議案第 9 号	令和 7 年度唐津市工業用水道事業会計予算	(別冊)
議案第 10 号	令和 7 年度唐津市下水道事業会計予算	(別冊)
議案第 11 号	令和 7 年度唐津市市民病院きたはた事業会計予算	(別冊)
議案第 12 号	令和 7 年度唐津市モーターボート競走事業会計予算	(別冊)
議案第 13 号	唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 14 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	3
議案第 15 号	唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第 16 号	唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について	9
議案第 17 号	唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 7
議案第 18 号	唐津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 9
議案第 19 号	唐津市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 3
議案第 20 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 5
議案第 21 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 7
議案第 22 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	

	定について	5 9
議案第 2 3 号	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6 1
議案第 2 4 号	唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	6 3
議案第 2 5 号	唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 6
議案第 2 6 号	唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	7 8
議案第 2 7 号	佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例及び唐津市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	8 0
議案第 2 8 号	唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について	8 5
議案第 2 9 号	唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	8 7
議案第 3 0 号	唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9 0
議案第 3 1 号	唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 1）	9 5
議案第 3 2 号	唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 2）	9 7
議案第 3 3 号	唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 3）	9 9
議案第 3 4 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 1）	1 0 1
議案第 3 5 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 2）	1 0 3
議案第 3 6 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 3）	1 0 5
議案第 3 7 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 4）	1 0 7
議案第 3 8 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて（その 5）	1 0 9
議案第 3 9 号	第 3 次唐津市総合計画基本構想について	1 1 1
議案第 4 0 号	高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	1 1 2

議案第 4 1 号	梨川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	1 1 5
議案第 4 2 号	向島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	1 1 8
議案第 4 3 号	馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	1 2 1
議案第 4 4 号	小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	1 2 4
議案第 4 5 号	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について	1 2 8
議案第 4 6 号	市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解について	1 3 0
議案第 4 7 号	市道路線の廃止及び認定について	1 3 1

議案第 13 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理するものである。

唐津市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(唐津市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 唐津市職員給与条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(唐津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 唐津市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 20 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 21 条第 1 項第 1 号並びに第 23 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 3 条 唐津市法定外公共物管理条例（平成 17 年条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市文化財保護条例の一部改正)

第 4 条 唐津市文化財保護条例（平成 17 年条例第 330 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条及び第 39 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第 5 条 唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成 17 年条例第 336 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 6 条 唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年条例第 338 号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項、第7項及び第11項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第8条 唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条及び附則第4条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(唐津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 唐津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及

び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(唐津市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の唐津市職員給与条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(唐津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の唐津市職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに唐津市職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 7 この附則に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 15 号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に準じ改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第16条第1項中「規則で定める者」の次に「（第16条の3において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の2の次に、次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（職場環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 人事院勧告等に準じ改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

(唐津市職員給与条例の一部改正)

第1条 唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」を削る。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第25条の2第1項中「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした

職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第31条中「から第16条まで及び第19条」を「及び第13条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100	412,800
	2	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800	414,700
	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600
	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500
	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300
	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100
	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900
	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800
	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700
	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500
	18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800
	19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100
	20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400
	21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600
	22	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200	444,400
	23	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600	445,200
	24	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000	446,000
	25	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300	446,600
	26	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600	447,200
	27	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800	447,800
	28	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900	448,400
	29	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000	449,100
	30	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200	449,900
	31	229,000	268,100	302,000	347,900	373,600	405,300	450,300
	32	230,200	268,900	303,300	349,500	374,900	406,400	451,000
	33	231,400	269,700	304,600	351,200	376,100	407,100	451,500
	34	232,500	270,500	306,000	353,100	377,000	407,800	451,900
35	233,600	271,300	307,300	354,900	378,100	408,500	452,300	

3 6	234,700	272,000	308,600	356,700	379,200	409,200	452,700
3 7	235,800	272,700	309,900	358,200	379,900	409,800	453,100
3 8	237,000	273,500	311,200	359,600	380,800	410,400	453,500
3 9	238,100	274,300	312,500	361,000	381,700	411,000	453,900
4 0	239,100	275,000	313,800	362,500	382,600	411,400	454,300
4 1	240,100	275,700	315,000	364,000	383,500	411,800	454,600
4 2	241,000	276,500	316,400	364,800	384,300	412,000	455,000
4 3	241,800	277,300	317,800	365,800	385,100	412,300	455,300
4 4	242,600	278,100	318,900	366,800	385,800	412,600	455,600
4 5	243,300	278,800	319,800	367,700	386,500	412,900	455,900
4 6	243,900	279,500	321,100	368,800	387,200	413,200	
4 7	244,500	280,200	322,400	369,700	387,900	413,500	
4 8	245,100	280,900	323,700	370,700	388,700	413,800	
4 9	245,800	281,600	324,900	371,600	389,200	414,000	
5 0	246,500	282,300	326,200	372,300	389,700	414,300	
5 1	247,200	283,000	327,500	373,000	390,300	414,600	
5 2	247,700	283,700	328,700	373,700	391,000	414,900	
5 3	248,200	284,300	330,000	374,100	391,400	415,100	
5 4	248,500	285,000	331,100	374,700	392,100	415,400	
5 5	248,800	285,700	332,200	375,400	392,700	415,700	
5 6	249,100	286,500	333,300	376,100	393,200	416,000	
5 7	249,400	287,200	334,000	376,400	393,600	416,200	
5 8	249,800	287,900	334,900	377,100	394,200	416,500	
5 9	250,200	288,500	335,700	377,800	394,800	416,800	
6 0	250,600	289,200	336,500	378,400	395,300	417,100	
6 1	251,000	289,800	337,300	378,700	395,700	417,300	
6 2	251,300	290,600	337,700	379,200	396,200	417,600	
6 3	251,600	291,200	338,300	379,800	396,700	417,900	
6 4	251,900	291,700	339,000	380,400	397,300	418,100	
6 5	252,200	292,200	339,800	380,700	397,600	418,300	
6 6	252,500	292,800	340,500	381,400	398,000		
6 7	252,800	293,300	341,200	382,100	398,400		
6 8	253,100	293,900	341,800	382,700	398,800		
6 9	253,400	294,400	342,300	383,100	399,100		
7 0	253,700	294,900	342,900	383,600	399,400		
7 1	254,000	295,500	343,400	384,200	399,700		
7 2	254,300	296,100	344,000	384,700	400,000		
7 3	254,600	296,700	344,300	385,200	400,200		
7 4	254,900	297,100	344,800	385,800	400,500		
7 5	255,200	297,500	345,200	386,300	400,800		

7 6	255,500	297,800	345,700	386,600	401,000		
7 7	255,800	298,000	346,100	387,100	401,200		
7 8	256,100	298,300	346,600	387,600	401,500		
7 9	256,400	298,500	347,100	388,000	401,800		
8 0	256,700	298,800	347,600	388,300	402,000		
8 1	257,000	299,000	347,900	388,700	402,200		
8 2	257,300	299,200	348,300	389,200	402,500		
8 3	257,600	299,500	348,700	389,600	402,800		
8 4	257,900	299,800	349,100	390,000	403,000		
8 5	258,200	300,100	349,400	390,300	403,200		
8 6	258,600	300,400	349,800	390,800			
8 7	258,900	300,700	350,200	391,200			
8 8	259,200	301,000	350,600	391,600			
8 9	259,500	301,300	350,800	391,900			
9 0	259,900	301,600	351,200	392,500			
9 1	260,300	301,900	351,600	392,900			
9 2	260,600	302,300	352,000	393,300			
9 3	260,900	302,500	352,200	393,600			
9 4		302,700	352,600				
9 5		303,000	353,000				
9 6		303,400	353,400				
9 7		303,600	353,700				
9 8		303,900	354,100				
9 9		304,300	354,500				
1 0 0		304,700	354,900				
1 0 1		304,900	355,400				
1 0 2		305,200	355,800				
1 0 3		305,500	356,200				
1 0 4		305,800	356,600				
1 0 5		306,000	357,100				
1 0 6		306,300	357,500				
1 0 7		306,600	357,800				
1 0 8		306,900	358,100				
1 0 9		307,100	358,600				
1 1 0		307,500					
1 1 1		307,900					
1 1 2		308,200					
1 1 3		308,400					
1 1 4		308,700					
1 1 5		309,000					

	1 1 6		309,400					
	1 1 7		309,600					
	1 1 8		309,800					
	1 1 9		310,100					
	1 2 0		310,400					
	1 2 1		310,800					
	1 2 2		311,000					
	1 2 3		311,300					
	1 2 4		311,600					
	1 2 5		311,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700	366,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200		

2 7	370, 800	445, 100	502, 000	
2 8	373, 000	446, 500	503, 600	
2 9	374, 900	447, 900	505, 000	
3 0	376, 600	449, 300	506, 700	
3 1	378, 300	450, 700	508, 500	
3 2	380, 100	452, 100	510, 200	
3 3	381, 900	453, 500	511, 700	
3 4	383, 700	454, 900	513, 000	
3 5	385, 300	456, 300	514, 300	
3 6	386, 700	457, 700	515, 600	
3 7	388, 100	459, 100	516, 600	
3 8	389, 600	460, 800	517, 900	
3 9	391, 100	462, 400	519, 200	
4 0	392, 600	464, 000	520, 500	
4 1	394, 100	465, 600	521, 500	
4 2	394, 800	466, 800	522, 300	
4 3	395, 400	468, 000	523, 100	
4 4	396, 100	469, 100	523, 900	
4 5	397, 000	470, 100	524, 800	
4 6	397, 600	471, 100	525, 600	
4 7	398, 200	472, 000	526, 400	
4 8	398, 800	472, 800	527, 100	
4 9	399, 400	473, 500	527, 900	
5 0	399, 900	474, 200	528, 700	
5 1	400, 400	474, 900	529, 400	
5 2	400, 900	475, 500	530, 300	
5 3	401, 400	476, 200	531, 200	
5 4	401, 800	476, 900	532, 000	
5 5	402, 200	477, 500	532, 900	
5 6	402, 600	478, 100	533, 800	
5 7	403, 000	478, 400	534, 600	

	5 8	403,400	479,000	535,500	
	5 9	403,800	479,700	536,400	
	6 0	404,200	480,400	537,100	
	6 1	404,600	480,800	537,900	
	6 2	405,000	481,400	538,800	
	6 3	405,400	482,100	539,700	
	6 4	405,800	482,800	540,600	
	6 5	406,100	483,200	541,400	
	6 6		483,800	542,300	
	6 7		484,400	543,200	
	6 8		484,900	544,100	
	6 9		485,400	544,900	
	7 0		485,900	545,800	
	7 1		486,400	546,700	
	7 2		486,900	547,600	
	7 3		487,300	548,400	
	7 4		487,800		
	7 5		488,200		
	7 6		488,700		
	7 7		489,200		
	7 8		489,800		
	7 9		490,400		
	8 0		490,800		
	8 1		491,300		
	8 2		491,900		
	8 3		492,500		
	8 4		493,000		
	8 5		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円

		301,700	344,400	399,500	473,300
--	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	265,100	284,400	318,100
	2	191,000	229,700	265,900	285,300	319,600
	3	193,200	231,100	266,700	286,100	321,000
	4	195,300	232,500	267,600	286,900	322,500
	5	197,300	233,800	268,500	287,600	324,000
	6	199,300	235,200	269,400	288,400	325,700
	7	201,300	236,400	270,200	289,100	327,300
	8	203,200	237,400	271,000	289,800	328,800
	9	205,000	238,400	271,800	290,600	330,300
	10	206,900	239,600	272,600	291,500	331,900
	11	208,900	240,800	273,400	292,300	333,400
	12	211,000	242,200	274,300	293,000	334,900
	13	212,700	243,600	275,100	293,700	336,500
	14	214,800	244,800	276,000	294,800	338,100
	15	217,000	246,100	276,800	295,900	339,600
	16	219,100	247,400	277,600	297,100	341,100
	17	221,200	248,800	278,500	298,300	342,600
	18	222,400	250,000	279,400	299,600	344,200
	19	223,500	251,200	280,200	300,800	345,800
	20	224,600	252,400	281,000	302,000	347,400
	21	225,800	253,400	281,800	303,200	348,700
	22	226,800	254,300	282,700	304,400	350,200
	23	227,800	255,200	283,600	305,600	351,700
	24	228,800	256,100	284,400	306,800	353,200
	25	229,800	257,100	285,200	308,000	354,800
	26	230,900	257,900	286,100	309,300	356,300
	27	231,900	258,700	287,000	310,500	357,800

2 8	232,800	259,500	287,900	311,800	359,200
2 9	233,700	260,300	288,700	313,200	360,600
3 0	234,600	261,100	289,800	314,400	362,200
3 1	235,400	261,900	290,800	315,600	363,800
3 2	236,200	262,700	291,800	316,800	365,300
3 3	237,100	263,600	292,800	318,100	366,500
3 4	238,000	264,500	293,900	319,200	367,600
3 5	238,800	265,200	294,900	320,400	368,800
3 6	239,700	266,000	295,900	321,600	369,900
3 7	240,600	266,900	296,900	322,800	370,900
3 8	241,500	267,800	297,900	324,100	371,800
3 9	242,300	268,700	299,000	325,400	372,800
4 0	243,100	269,500	300,100	326,700	373,900
4 1	243,600	270,300	301,200	327,600	374,900
4 2	244,300	271,100	302,500	328,800	375,900
4 3	244,900	271,900	303,600	330,000	376,900
4 4	245,500	272,700	304,700	331,200	377,800
4 5	246,100	273,400	305,800	332,300	378,600
4 6	246,800	274,200	306,900	333,300	379,400
4 7	247,300	275,000	308,000	334,300	380,300
4 8	247,700	275,800	309,200	335,300	381,200
4 9	248,100	276,500	310,300	336,200	381,700
5 0	248,600	277,300	311,400	337,200	382,500
5 1	249,100	278,100	312,500	338,200	383,300
5 2	249,600	278,800	313,600	339,100	384,100
5 3	249,900	279,500	314,600	339,600	384,500
5 4	250,300	280,200	315,600	340,500	385,200
5 5	250,600	280,900	316,600	341,200	385,900
5 6	250,900	281,600	317,700	342,000	386,500
5 7	251,300	282,300	318,700	342,800	386,900
5 8	251,700	283,000	319,700	343,100	387,500

5 9	252, 000	283, 700	320, 700	343, 600	388, 100
6 0	252, 300	284, 300	321, 600	344, 300	388, 600
6 1	252, 600	284, 900	322, 500	344, 900	389, 000
6 2	252, 900	285, 700	323, 300	345, 600	389, 500
6 3	253, 200	286, 400	324, 000	346, 300	390, 000
6 4	253, 500	287, 100	324, 700	346, 900	390, 500
6 5	253, 800	287, 800	325, 300	347, 600	391, 100
6 6	254, 100	288, 500	326, 000	348, 100	391, 600
6 7	254, 400	289, 200	326, 700	348, 700	392, 200
6 8	254, 700	289, 900	327, 300	349, 300	392, 900
6 9	255, 000	290, 500	327, 900	349, 600	393, 400
7 0	255, 300	291, 200	328, 100	350, 200	393, 900
7 1	255, 600	291, 900	328, 600	350, 700	394, 400
7 2	255, 800	292, 500	329, 100	351, 200	394, 900
7 3	256, 000	293, 100	329, 700	351, 700	395, 200
7 4	256, 300	293, 600	330, 200	352, 200	395, 700
7 5	256, 600	294, 000	330, 700	352, 700	396, 100
7 6	256, 800	294, 400	331, 100	353, 100	396, 500
7 7	257, 000	294, 800	331, 700	353, 400	396, 900
7 8	257, 300	295, 100	332, 200	353, 800	
7 9	257, 600	295, 400	332, 600	354, 000	
8 0	257, 800	295, 700	333, 100	354, 300	
8 1	258, 000	296, 000	333, 600	354, 800	
8 2	258, 300	296, 300	334, 000	355, 100	
8 3	258, 600	296, 600	334, 200	355, 400	
8 4	258, 900	296, 900	334, 500	355, 700	
8 5	259, 100	297, 100	334, 900	356, 100	
8 6		297, 300	335, 300	356, 400	
8 7		297, 500	335, 700	356, 700	
8 8		297, 700	336, 000	357, 000	
8 9		298, 100	336, 300	357, 400	

	9 0		298,300	336,500	357,700	
	9 1		298,500	336,900	358,000	
	9 2		298,700	337,200	358,300	
	9 3		299,100	337,400	358,600	
	9 4		299,300	337,700	359,000	
	9 5		299,500	338,000	359,400	
	9 6		299,800	338,300	359,800	
	9 7		300,200	338,500	360,300	
	9 8		300,400	338,800	360,700	
	9 9		300,600	339,100	361,100	
	1 0 0		300,900	339,300	361,500	
	1 0 1		301,200	339,500	362,000	
	1 0 2		301,400	339,700		
	1 0 3		301,600	340,100		
	1 0 4		301,900	340,300		
	1 0 5		302,200	340,500		
	1 0 6			340,900		
	1 0 7			341,300		
	1 0 8			341,700		
	1 0 9			341,900		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月 額				
		円	円	円	円	円
		193,100	219,600	250,300	263,900	289,900

備考 この表は、市民病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	

2 8	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900
2 9	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100
3 0	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600
3 1	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100
3 2	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600
3 3	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800
3 4	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300
3 5	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700
3 6	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100
3 7	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500
3 8	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500
3 9	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900
4 0	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200
4 1	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500
4 2	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900
4 3	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200
4 4	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500
4 5	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000
4 6	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200
4 7	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300
4 8	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500
4 9	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600
5 0	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500
5 1	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500
5 2	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400
5 3	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000
5 4	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800
5 5	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600
5 6	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400
5 7	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100
5 8	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800

5 9	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
6 0	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
6 1	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
6 2	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
6 3	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
6 4	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
6 5	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
6 6	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
6 7	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
6 8	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
6 9	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
7 0	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
7 1	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
7 2	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
7 3	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
7 4	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
7 5	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
7 6	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
7 7	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
7 8	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
7 9	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
8 0	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
8 1	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
8 2	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
8 3	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
8 4	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
8 5	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
8 6	286,100	312,900	350,700	369,600	
8 7	286,600	313,900	351,500	370,200	
8 8	287,100	314,900	352,300	370,700	
8 9	287,600	315,800	352,900	371,000	

9 0	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
9 1	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
9 2	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
9 3	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
9 4	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
9 5	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
9 6	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
9 7	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
9 8	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
9 9	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
1 0 0	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
1 0 1	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
1 0 2	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
1 0 3	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
1 0 4	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
1 0 5	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
1 0 6	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
1 0 7	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
1 0 8	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
1 0 9	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
1 1 0	297, 600	328, 500	362, 600		
1 1 1	297, 800	328, 800	363, 100		
1 1 2	298, 100	329, 100	363, 500		
1 1 3	298, 400	329, 400	363, 900		
1 1 4	298, 600	329, 800	364, 300		
1 1 5	298, 900	330, 100	364, 800		
1 1 6	299, 100	330, 400	365, 300		
1 1 7	299, 400	330, 600	365, 700		
1 1 8	299, 700	330, 900	366, 200		
1 1 9	300, 000	331, 200	366, 700		
1 2 0	300, 300	331, 400	367, 200		

1 2 1	300,600	331,600	367,500		
1 2 2	301,000	331,900			
1 2 3	301,300	332,200			
1 2 4	301,600	332,500			
1 2 5	301,800	332,700			
1 2 6	302,000	333,000			
1 2 7	302,300	333,400			
1 2 8	302,700	333,600			
1 2 9	302,900	333,800			
1 3 0	303,200	334,000			
1 3 1	303,600	334,400			
1 3 2	304,000	334,600			
1 3 3	304,200	334,900			
1 3 4	304,500	335,300			
1 3 5	304,800	335,700			
1 3 6	305,100	336,100			
1 3 7	305,300	336,400			
1 3 8	305,600	336,800			
1 3 9	305,900	337,200			
1 4 0	306,200	337,600			
1 4 1	306,400	337,900			
1 4 2	306,800	338,300			
1 4 3	307,200	338,600			
1 4 4	307,500	339,000			
1 4 5	307,700	339,300			
1 4 6	307,900	339,700			
1 4 7	308,200	340,100			
1 4 8	308,600	340,500			
1 4 9	308,800	340,800			
1 5 0	309,000	341,200			
1 5 1	309,300	341,600			

	1 5 2	309,600	342,000			
	1 5 3	310,000	342,300			
	1 5 4	310,200				
	1 5 5	310,400				
	1 5 6	310,700				
	1 5 7	311,000				
	1 5 8	311,300				
	1 5 9	311,600				
	1 6 0	311,900				
	1 6 1	312,300				
	1 6 2	312,600				
	1 6 3	312,900				
	1 6 4	313,200				
	1 6 5	313,600				
	1 6 6	313,900				
	1 6 7	314,200				
	1 6 8	314,500				
	1 6 9	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額				
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300

備考 この表は、市民病院及び離島診療所に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3のウの表中「及び栄養士」を「、栄養士及び言語聴覚士」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条中「、第5条」を削る。

(唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第265号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改める。

第20条中「、第6条」を削る。

(唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第16条」を「第13条」に、「及び第30条」を「、第15条及び第16条」に改め、同条第2項中「第27条第2項」の次に「及び第30条第2項第1号」を加え、「同項」を「給与条例第27条第2項」に改め、「「100分の175」」の次に「と、給与条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加える。

(唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の唐津市職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の唐津市職員給与条例第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の唐津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

（唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 7 唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条の3の表中「、第12条から第16条まで」を「、第12条及び第13条」に、「第13条、第14条及び第16条」を「第13条」に改める。

（施行に関する必要事項の委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20

37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	

77	73	69	69	65	
78	74	70	70		
79	75	71	71		
80	76	72	72		
81	77	73	73		
82	78	74	74		
83	79	75	75		
84	80	76	76		
85	81	77	77		
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1

3 7	2 5	2 1	1
3 8	2 6	2 2	2
3 9	2 7	2 3	2
4 0	2 8	2 4	2
4 1	2 9	2 5	2
4 2	3 0	2 6	3
4 3	3 1	2 7	3
4 4	3 2	2 8	3
4 5	3 3	2 9	3
4 6	3 4	3 0	4
4 7	3 5	3 1	4
4 8	3 6	3 2	4
4 9	3 7	3 3	4
5 0	3 8	3 4	4
5 1	3 9	3 5	5
5 2	4 0	3 6	5
5 3	4 1	3 7	5
5 4	4 2	3 8	5
5 5	4 3	3 9	5
5 6	4 4	4 0	6
5 7	4 5	4 1	6
5 8	4 6	4 2	6
5 9	4 7	4 3	6
6 0	4 8	4 4	6
6 1	4 9	4 5	7
6 2	5 0	4 6	7
6 3	5 1	4 7	7
6 4	5 2	4 8	7
6 5	5 3	4 9	8
6 6	5 4	5 0	
6 7	5 5	5 1	
6 8	5 6	5 2	
6 9	5 7	5 3	
7 0	5 8	5 4	
7 1	5 9	5 5	
7 2	6 0	5 6	
7 3	6 1	5 7	
7 4	6 2	5 8	
7 5	6 3	5 9	
7 6	6 4	6 0	

7 7	6 5	6 1	
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	
9 0	7 8		
9 1	7 9		
9 2	8 0		
9 3	8 1		
9 4	8 2		
9 5	8 3		
9 6	8 4		
9 7	8 5		

ウ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28

3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0
5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8

77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28

3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0
5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8

77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		

1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		
1 2 1	1 1 7		
1 2 2	1 1 8		
1 2 3	1 1 9		
1 2 4	1 2 0		
1 2 5	1 2 1		

議案第 17 号

唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 雇用保険法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の退職手当に関する条例（平成17年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市職員の退職手当に関する条例第16条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した唐津市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 18 号

唐津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に伴い改正するもので
ある。

唐津市条例第 号

唐津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「日当」を「旅行諸費」に改め、同条第6項中「日当は」を「旅行諸費は、目的地内における移動に係る費用について」に改める。

第9条の3中「日当又は」を削る。

第16条の見出しを「（旅行諸費）」に改め、同条第1項中「日当の額」を「旅行諸費の額」に改め、同条第2項中「日当」を「旅行諸費」に改める。

第20条から第22条までの規定中「日当」を「旅行諸費」に改める。

第24条ただし書中「日当額の2分の1に相当する額」を「旅行諸費の額」に改める。

第26条の2第1項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」の次に「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（外国旅行に関する経過措置）

- 4 第26条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の外国旅行に関する規定」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の外国旅行に関する規定」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条、第17条、第18条、第20条、第22条関係）

区分	旅行諸費（1日当たり）	宿泊料（1夜当たり）		食卓料（1夜当たり）
		甲地方	乙地方	

市長	1,500円	14,800円	13,300円	3,000円
副市長				
教育長				
部長（相当職を含む。）	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円
副部長（相当職を含む。）				
課長（相当職を含む。）				
副課長（相当職を含む。）	1,100円	13,100円	11,800円	2,200円
係長（相当職を含む。）				
その他のもの				

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都（特別区の存する区域に限る。）並びに千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、相模原市及びさいたま市の地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。ただし、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の唐津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（唐津市議会等の求めにより出頭した関係人等の費用弁償支給条例の一部改正）

3 唐津市議会等の求めにより出頭した関係人等の費用弁償支給条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「唐津市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第58号）に規定する課長相当額」を「市長が別に定める額」に改め、同条ただし書を削る。

議案第19号

唐津市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 債務者に対する適切な措置を講じ、市民生活の安定に資するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

唐津市債権の管理に関する条例（令和2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行財政運営」の次に「及び市民生活の安定」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(4) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。）にあるとき。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（債務者情報の利用等）

第15条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該市の債権の債務者に関する情報（市長等が別に定めるものに限る。）を個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第2号の規定により同一の実施機関（唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、又は同項第3号の規定により他の実施機関に提供し、若しくは他の実施機関から収集するものとする。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を本市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市ふるさと振興基金の廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(162) 唐津市ふるさと振興基金条例（平成17年条例第85号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市離島振興基金の廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(163) 唐津市離島振興基金条例（平成17年条例第447号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。
別表離島振興基金審議会委員の項を削る。

議案第 22 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、市税の徴収方式を単税徴収方式に変更するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(164) 唐津市税徴収等の特例に関する条例（平成17年条例第63号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の唐津市税徴収等の特例に関する条例の規定に基づいて課した市税については、なお廃止前の条例の例による。

（唐津市税条例の一部改正）

- 3 唐津市税条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。
第40条第2項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第67条第1項中「4月1日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に、「同月25日」を「同月28日」に改め、同条第2項中「同項の規定する期間内において」を削る。

（唐津市税徴収等の特例に関する条例の一部改正）

- 4 唐津市税徴収等の特例に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、同条第4項中「前条の」、「税目ごとの」及び「の合計額」を削り、同条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とする。

議案第23号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 4 項中「10 年」を「15 年」に改める。

(唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよ
うに制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定に
伴い制定するものである。

唐津市条例第 号

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低

基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第 9 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定

期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援

事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<ul style="list-style-type: none"> 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成

25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下この号及び次号において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する

内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部
を改正する条例制定について

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 施術費の助成の額の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例（平成17年条例
第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「900円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
唐津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 指定介護予防支援事業者の指定に係る審査手数料について規定するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例

唐津市介護保険条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表中10の項を14の項とし、同項の前に次のように加える。

13 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請（同一敷地内で一体的な運営を行うものに限る。）を同一の申請書を用いて行う場合の審査	1件につき9,000円
---	-------------

別表中9の項を12の項とし、8の項を11の項とし、同項の前に次のように加える。

10 指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき9,000円
-------------------------------	-------------

別表中7の項を9の項とし、6の項を8の項とし、5の項を7の項とし、同項の前に次のように加える。

6 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の申請（同一施設内で一体的な運営を行うものに限る。）を同一の申請書を用いて行う場合の審査	1件につき15,000円
---	--------------

別表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき15,000円
---------------------------	--------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例及び唐津市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例制定について

佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例及び唐津市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 土地改良事業に係る特別徴収金等について規定するため改正するものである。

唐津市条例第 号

佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例及び唐津市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例

(佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例の一部改正)

第 1 条 佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例（平成 17 年条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県営土地改良事業負担金に係る分担金等徴収条例

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、佐賀県営土地改良事業（以下「事業」という。）の負担金に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「別表に掲げる事業ごとに」を削る。

第 3 条中「当該」を削る。

第 4 条の見出し中「被徴収者」を「分担金の被徴収者」に改め、同条第 1 項中「土地改良事業の分担金」を「法による事業の分担金」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 法によらない事業の分担金は、当該事業の施行に係る地域内の土地若しくは家屋の所有者、管理者若しくは占有者又はその事業によって特に利益を受けるもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

第 7 条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(特別徴収金)

第 7 条 法による事業（法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があつ

た日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第1項の規定に該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

2 法第87条の3第1項の規定により行う事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

3 法によらない事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、その者から特別徴収金を徴収する。

4 前3項の特別徴収金の額は、事業に要する費用のうち市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

5 市長は、第1項から第3項までの特別徴収金の徴収に係る土地の面積が市長の指定する面積を超えない場合その他市長が特に徴収の必要がないと認める場合は、第1項から第3項までの特別徴収金を免除することができる。

別表を削る。

（唐津市土地改良事業分担金条例の一部改正）

第2条 唐津市土地改良事業分担金条例（平成17年条例第195号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、唐津市営土地改良事業（以下「事業」という。）に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「各年度ごとに当該」を削る。

第3条中「当該」を削る。

第4条の見出し中「被徴収者」を「分担金の被徴収者」に改め、同条中「分担金」を「法による事業の分担金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法によらない事業の分担金は、当該事業の施行に係る地域内の土地若しくは家屋の所有者、管理者若しくは占有者又はその事業によって特に利益を受けるもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(特別徴収金)

第7条 法による事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、法第96条の4において準用する法第36条の3第1項の規定に該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

2 法によらない事業の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、その者から特別

徴収金を徴収する。

- 3 前2項の特別徴収金の額は、事業に要する費用のうち市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が市長の指定する面積を超えない場合その他市長が特に徴収の必要がないと認める場合は、第1項及び第2項の特別徴収金を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐賀県営土地改良事業等負担金に係る分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県営土地改良事業負担金に係る分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に施行する土地改良事業について適用し、同日前に施行した土地改良事業については、なお従前の例による。
(唐津市土地改良事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に施行する土地改良事業について適用し、同日前に施行した土地改良事業については、なお従前の例による。

議案第 28 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市体育施設の廃止及び名称の変更に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成17年条例第326号）の一部を次のように改正する。
別表第1相撲場の部中「唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内・屋外）」を「唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内）」に改める。

別表第2の8（1）の表中「唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内・屋外）」を「唐津市肥前総合運動場相撲場（屋内）」に改める。

別表第2の11の表中「唐津市立大良小学校運動場」を「旧唐津市立大良小学校運動場」に、「唐津市立竹木場小学校運動場」を「唐津市立高峰小学校運動場」に改め、同表旧唐津市立簀木小学校運動場の項、旧唐津市立巖木小学校運動場の項及び唐津市立肥前小学校運動場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例制定について

唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第338号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長、 支団長及 び副支団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の唐津市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職

した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第30号

唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 水道法施行令等の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」

- という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の

規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 6 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において

- 同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 31 号

唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その1）

次の者を唐津市公平委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 伊 藤 文 明

生年月日



提案理由 地方公務員法第9条の2第2項の規定により市議会の同意を求めるものである。

い とう ふみ あき
伊 藤 文 明

略	歴
昭和 5 4 年 4 月	唐津市に奉職
平成 1 7 年 4 月	総務部職員課人事給与係専門員
平成 1 8 年 4 月	総務部職員課給与係長
平成 2 0 年 4 月	会計課出納係長
平成 2 2 年 4 月	会計課副課長兼出納係長事務取扱
平成 2 4 年 4 月	会計課長
平成 2 7 年 4 月	会計管理者
平成 2 9 年 3 月	唐津市を退職
令和 3 年 4 月	唐津市公平委員会委員（現在に至る）

議案第 3 2 号

唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 2）

次の者を唐津市公平委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

山 本 光 久

生年月日



提案理由 地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

やま もと みつ ひさ
山 本 光 久

略

歴

昭和 3 9 年 4 月

平成 1 8 年 3 月

法務局入局（佐賀地方法務局）

法務局退職（福岡法務局久留米支局）

議案第 33 号

唐津市公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて（その 3）

次の者を唐津市公平委員会委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

吉 村 多 恵 子

生年月日



提案理由 地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

よし むら た え こ
吉 村 多 恵 子

略	歴
[Redacted]	[Redacted]
昭和 51 年 4 月	佐賀県に奉職（浜玉町立平原小学校鳥巢分校教諭）
昭和 54 年 4 月	唐津市立鏡山小学校教諭
昭和 62 年 4 月	唐津市立佐志小学校教諭
平成 5 年 4 月	厳木町立本山小学校教諭
平成 11 年 4 月	厳木町立簗木小学校教諭
平成 16 年 3 月	佐賀県を退職
[Redacted]	[Redacted]
平成 30 年 10 月	唐津市男女共同参画推進協議会委員（現在に至る）
令和 3 年 4 月	佐賀労働局佐賀紛争調整委員会委員（現在に至る）
令和 3 年 4 月	佐賀労働局雇用保険・年金等アドバイザー（現在に至る）

議案第 34 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 稲 津 高 大

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

いな つ たか ひろ
稲 津 高 大



略

歴



略

歴

略	歴
平成 2 年 9 月	鎮西町立名護屋中学校講師
平成 3 年 4 月	佐賀県に奉職（唐津市立佐志小学校教諭）
平成 8 年 4 月	唐津市立鬼塚小学校教諭
平成 13 年 4 月	唐津市立長松小学校教諭
平成 21 年 4 月	唐津市立伊岐佐小学校教諭
平成 26 年 4 月	唐津市立佐志小学校教諭
平成 31 年 4 月	伊万里市立大川小学校教諭
令和 2 年 4 月	伊万里市立黒川小学校教諭
令和 5 年 4 月	唐津市立相知小学校教諭
令和 6 年 3 月	佐賀県を退職

議案第 36 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 3)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[Redacted]

氏 名

田 中 泰 博

生年月日

[Redacted]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

た なか やす ひろ
田 中 泰 博

略	歴
昭和61年4月	佐賀県に奉職（唐津市立第五中学校教諭）
平成3年4月	唐津市立第一中学校教諭
平成11年4月	佐賀県立唐津東高等学校教諭
平成12年4月	唐津市立第一中学校教諭
平成18年4月	佐賀県立虹の松原学園教諭
平成19年4月	唐津市立浜玉中学校虹の松原分校教諭
平成21年4月	唐津市立浜玉中学校虹の松原分校教頭
平成23年4月	唐津市立佐志中学校教頭
平成25年4月	唐津市立浜玉中学校教頭
平成26年4月	唐津市立第五中学校校長
平成29年4月	唐津市立鬼塚中学校校長
平成31年4月	唐津市立鏡中学校校長
令和2年4月	唐津市立佐志中学校校長
令和5年3月	佐賀県を退職

議案第 37 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 4)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 梅 山 ひ さ の

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

うめ やま
梅 山 ひ さ の

略	歴
昭和 58 年 4 月	佐賀県に奉職（七山村立七山小学校教諭）
昭和 63 年 4 月	唐津市立長松小学校教諭
平成 6 年 4 月	唐津市立久里小学校教諭
平成 12 年 4 月	唐津市立鏡山小学校教諭
平成 20 年 4 月	唐津市立田頭小学校教諭
平成 22 年 4 月	唐津市立浜崎小学校教諭
平成 25 年 4 月	唐津市立北波多小学校教諭
平成 28 年 3 月	佐賀県を退職
令和 3 年 4 月	唐津市青少年支援センタースクールソーシャルワーカー (現在に至る)

議案第 38 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 5)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 芳 野 三 津 子

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

よしのみづこ
芳野三津子

略	歴
昭和 56 年 1 月	佐賀県に奉職（佐賀県立虹の松原学園教母主事）
昭和 56 年 4 月	肥前町立切木中学校教諭
平成 4 年 4 月	相知町立相知中学校教諭
平成 10 年 4 月	玄海町立有浦中学校教諭
平成 11 年 4 月	相知町立相知中学校教諭
平成 14 年 4 月	唐津市立鏡中学校教諭
平成 21 年 4 月	唐津市立第一中学校教諭
平成 24 年 4 月	唐津市立肥前中学校教諭
平成 30 年 3 月	佐賀県を退職
平成 30 年 4 月	唐津市立相知中学校非常勤講師（平成 31 年 3 月まで）
平成 31 年 4 月	唐津市立鬼塚中学校非常勤講師（令和 2 年 3 月まで）
令和 2 年 6 月	伊万里市立国見中学校非常勤講師（令和 3 年 3 月まで）
令和 3 年 4 月	唐津市立西唐津中学校非常勤講師（令和 4 年 3 月まで）
令和 3 年 4 月	白石町立有明中学校非常勤講師（令和 4 年 3 月まで）
令和 4 年 4 月	唐津市立鏡中学校非常勤講師（令和 5 年 3 月まで）
令和 4 年 7 月	人権擁護委員（現在に至る）
令和 5 年 4 月	唐津市立佐志中学校非常勤講師（令和 6 年 3 月まで）
令和 5 年 4 月	唐津市立肥前中学校非常勤講師（現在に至る）
令和 6 年 4 月	唐津市立相知中学校非常勤講師（現在に至る）

議案第 39 号

第 3 次唐津市総合計画基本構想について

次のとおり第 3 次唐津市総合計画基本構想を定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第 3 次唐津市総合計画基本構想 別冊

提案理由 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により提案するものである。

議案第40号

高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように定めるものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 高島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため定めるものである。

総合整備計画書

佐賀県唐津市高島辺地

(辺地の人口191人 面積0.6km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市高島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市高島542番5

(3) 辺地度点数

122点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の唐津湾上に位置する離島で、本土から2.0キロメートル、渡船で約10分を要する漁業を主な産業とする孤島である。本島は、玄武岩の隆起により出来上がった島で、玄海国定公園内にある自然豊かな島である。

高島の公共的施設の整備については、行われてきているものの、他の地域との生活文化水準の格差を是正し、住民の福祉の向上を図るため、今後も引き続き行っていく必要がある。

(1) 医療施設等設備整備事業

高島診療所は、昭和61年の開設以来、島民の健康維持に寄与するため、随時、医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回、更新予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に更新し、整備を図る必要があるものである。

ア デジタル画像診断装置の更新

デジタル画像診断装置は、平成25年度に購入したもので、老朽化による

故障等を繰り返している状況であり、安定した医療の提供が困難になってきたため更新するものである。

イ 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成20年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

(2) 漁業集落排水長寿命化事業

高島地区の漁業集落排水施設は、平成11年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和10年度までの4年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源 のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
			特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名					
医療施設等設備整備事業	唐津市	5,804	2,902	2,902	2,900	令和7年度
漁業集落排水長寿命化事業	唐津市	91,105	43,932	47,173	23,400	令和7年度から 令和10年度まで
計		96,909	46,834	50,075	26,300	

議案第 4 1 号

梨川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条の規定により、梨川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 梨川内辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため定めるものである。

総合整備計画書

佐賀県唐津市梨川内辺地

(辺地の人口135人 面積3.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市梨川内

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市梨川内395番1

(3) 辺地度点数

166点

2 公共的設備の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市中心部から西へ直線距離約5キロメートルの上場台地にあつて、田畑が開かれている農村であり、市内中心部との生活環境の格差は大きい。

この梨川内地区における火災等の発生時において、地元の消防団は大きな役割を担っており、消防設備の整備は重要で不可欠である。

小型動力ポンプ購入事業

小型動力ポンプは、平成18年に購入して以来、地区住民の安全・安心に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。小型動力ポンプを購入することで、消防体制の万全を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度 1年間

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策	備 考
		特定	一般		

施設名	事業主体名		財源	財源	事業債の 予 定 額	
小型動力ポンプ購 入事業	唐津市	2,878	0	2,878	2,800	令和7年度
計		2,878	0	2,878	2,800	

議案第 4 2 号

向島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条の規定により、向島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 向島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

総合整備計画書（第1次変更）

佐賀県唐津市肥前町向島辺地

（辺地の人口52人 面積0.3km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市肥前町向島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市肥前町向島236番

(3) 辺地度点数

216点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、星賀港から約2.3キロメートル、渡船で約10分を要する漁業を主な産業とする孤島である。気候は温暖であるが台風の影響を受けやすく、集落は南東部の漁港周辺のみで人口の変動が少ない。文禄年間に豊臣秀吉に滅ぼされた松浦の豪族波多三河守の縁者が住みついたのが始まりと言われている。

向島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 漁業集落排水長寿命化事業

向島地区の漁業集落排水施設は、平成12年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図る。

(2) 向島航路浮棧橋長寿命化事業

向島航路浮棧橋は、平成19年に整備して以来18年間、島と本土を結ぶ唯一の交通機関である離島航路の渡船施設として、島民の生活に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。

特に係留のためのチェーンは腐食が著しい状況であり、浮棧橋長寿命化のために更新を行うことで、島民の生活維持を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和7年度までの4年間

(単位：千円)

区 分			事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
				特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名						
変更前	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	47,499	21,920	25,579	12,600	令和4年度から 令和6年度まで
計			47,499	21,920	25,579	12,600	
変更後	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	57,240	21,500	35,740	17,800	令和4年度から 令和7年度まで
	向島航路浮棧 橋長寿命化事業	唐津市	9,603	0	9,603	9,600	令和7年度
計			66,843	21,500	45,343	27,400	

議案第43号

馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 馬渡島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

総合整備計画書（第1次変更）

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島辺地

（辺地の人口283人 面積4.2km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島28番

(3) 辺地度点数

169点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、名護屋港から12.6キロメートルの距離にあり、渡船で30分を要する半農半漁の孤島である。また、佐賀県一大きい島で、ブッポウソウ、エゾムシクイ、キジ等の野鳥及び野生のヤギが生息するほか、島固有の草花等を有する自然豊かな島である。

馬渡島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 漁業集落排水長寿命化事業

馬渡島地区の漁業集落排水施設は、平成12年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

(2) 馬渡島航路浮棧橋長寿命化事業

馬渡島航路浮棧橋は、平成24年に整備して以来13年間、島と本土を結ぶ

唯一の交通機関である離島航路の渡船施設として、島民の生活に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。

特に係留のためのチェーンは腐食が著しい状況であり、浮棧橋長寿命化のために更新を行うことで、島民の生活維持を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和8年度までの4年間

(単位：千円)

区 分			事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
				特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名						
変更前	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	31,777	14,577	17,200	8,600	令和5年度から 令和8年度まで
計			31,777	14,577	17,200	8,600	
変更後	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	31,777	14,577	17,200	8,600	令和5年度から 令和8年度まで
	馬渡島航路浮 棧橋長寿命化 事業	唐津市	8,415	0	8,415	8,400	令和7年度
計			40,192	14,577	25,615	17,000	

議案第44号

小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 小川島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

総合整備計画書（第2次変更）

佐賀県唐津市呼子町小川島辺地

（辺地の人口283人 面積0.9km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市呼子町小川島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市呼子町小川島36番5

(3) 辺地度点数

164点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、呼子港から6.8キロメートルの距離にあり、渡船で約20分を要する半農半漁の孤島である。また、江戸時代は捕鯨の基地として栄えたが、現在はイカ漁に移行している。

小川島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 小川島教職員宿舎改修事業

小川島教職員宿舎（北宿舎）は、昭和55年に建設し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生し、改修が必要となっているため、教職員宿舎の改修を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

(2) 医療施設等設備整備事業

小川島診療所は、昭和56年に開設して以来、島民の健康維持に寄与するため、随時医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回導入予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に導入し、整備を図る必要があるものである。

ア 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成22年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

イ 内視鏡洗浄消毒装置の更新

内視鏡洗浄消毒装置は、内視鏡の施術機会の増大とともに、使用頻度が増加している機器であるが、平成23年度に購入したもので、消毒機能が追いつかず、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

ウ デジタル超音波診断装置の更新

デジタル超音波診断装置は、平成23年度に購入したもので、老朽化のため抽出能力に限界があり、疾病の早期発見、病態評価や経過観察ができにくい状態である。島民の高齢化及び定期的に本土の医療機関を容易に受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要があるため更新するものである。

(3) 漁業集落排水長寿命化事業

小川島地区の漁業集落排水施設は、平成16年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源 のうち 辺地対策	備 考
		特定	一般		

施設名		事業主体名		財源	財源	事業債の 予 定 額	
変 更 前	小川島教職員 宿舎改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
	医療施設等設 備整備事業	唐津市	2,794	1,397	1,397	1,300	令和6年度
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	67,069	31,610	35,459	17,500	令和6年度から 令和9年度まで
計			70,483	33,007	37,476	19,400	
変 更 後	小川島教職員 宿舎改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
	医療施設等設 備整備事業	唐津市	10,589	5,294	5,295	5,100	令和6年度から 令和7年度まで
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	67,069	31,610	35,459	17,500	令和6年度から 令和9年度まで
計			78,278	36,904	41,374	23,200	

議案第45号

佐賀縣市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の同企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させることに伴い、別紙のとおり佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて協議するものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 佐賀縣市町総合事務組合同規約を変更することに伴い地方自治法第290条の規定により提案するものである。

佐賀県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合格約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療企業団」に、同表第3条第7号に関する事務の項中「多久小城医療組合」を「多久小城医療企業団」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案第46号

市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解
について

令和7年度において、市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解をすることができるものとする。

令和7年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 市営住宅等の適正な財産管理を期するため提案するものである。

議案第 47 号

市道路線の廃止及び認定について

次のとおり市道の路線を廃止及び認定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 廃止する市道路線

整理号	路線名	起終点地名	参考番号
1	先大石本村線	和多田 3752 番 2 地先 和多田 3923 番 1 地先	1
2	西谷山川添線	和多田本村 2624 番 2 地先 和多田本村 2461 番 1 地先	2
3	菜畑線	朝日町 641 番 地先 西旗町 938 番 10 地先	3
4	新田 2 号線	浜玉町浜崎字新田 119 番 1 地先 浜玉町浜崎字新田 118 番 8 地先	4
5	上ヶ倉線	肥前町瓜ヶ坂字人切 675 番 5 地先 肥前町瓜ヶ坂字笹山 781 番 5 地先	5
6	呼子駅東 3 号線	呼子町呼子字坊山 3443 番 11 地先 呼子町呼子字坊山 3350 番 2 地先	6

2 認定する市道路線

整理号	路線名	起終点地名	参考番号
1	先大石本村線	和多田先石 3750 番 5 地先 和多田本村 2812 番 1 地先	1

2	菜畑線	江川町6 4 1 番1 地先 西旗町9 4 8 番地先	3
3	新田二号線	浜玉町浜崎字新田1 1 9 番1 6 地先 浜玉町浜崎字新田1 1 9 番4 地先	4
4	新田三号線	浜玉町浜崎字新田1 1 9 番2 0 地先 浜玉町浜崎字新田1 2 2 番8 地先	4
5	新田四号線	浜玉町浜崎字新田1 1 8 番1 0 地先 浜玉町浜崎字新田1 2 2 番5 地先	4
6	上ヶ倉線	肥前町瓜ヶ坂字山頭6 0 5 番7 地先 肥前町新木場字高地木場甲1 6 1 6 番8 地先	5
7	上ヶ倉支線	肥前町瓜ヶ坂字人切6 7 7 番3 地先 肥前町瓜ヶ坂字人切6 7 7 番1 地先	5
8	呼子駅東三号線	呼子町呼子字坊山3 4 4 3 番1 1 地先 呼子町呼子字坊山3 4 4 3 番7 地先	6
9	下牟田部二号線	相知町牟田部字鳥居の元2 1 5 3 番1 地 先 相知町牟田部字寺野谷2 1 1 4 番2 地先	7
1 0	田中下一号線	鏡字田中下3 5 2 8 番1 地先 鏡字田中下3 5 3 4 番1 地先	8
1 1	田中下二号線	鏡字田中下3 5 2 5 番1 地先 鏡字田中下3 5 1 8 番1 地先	8
1 2	田中下三号線	鏡字井樋田3 4 8 5 番4 地先 鏡字井樋田3 4 8 4 番1 2 地先	8
1 3	養母田住宅十四 号線	養母田字沼5 0 8 番地先 養母田字門前4 2 5 番1 地先	9

1 4	東山本十三号線	山本字日出来 3 9 9 番 1 0 地先 山本字小森 3 4 2 番 1 地先	1 0
1 5	松原添一号線	鏡字松原添 3 6 8 4 番 3 地先 鏡字松原添 3 6 6 8 番 2 地先	1 1
1 6	温石山一号線	菜畑字大久保 3 4 3 5 番 4 地先 菜畑字大久保 3 4 2 1 番 7 地先	1 2

提案理由 道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。